

特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）（附則第五十五条関係）

改正案	現行
<p>第十一条（略）</p> <p>2 特定債権等を資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（<u>第二条第十二項に規定する特定目的信託として信託する場合については、前項の規定にかかわらず、第三条から第五条までの規定を準用しない。</u>）</p> <p>（特定目的会社に関する特例）</p> <p>第十一条の二 <u>資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が特定債権を特定事業者から譲り受ける場合については、第二条第四項及び第五項の規定にかかわらず、当該特定目的会社を特定債権等譲受業者とみなして、第六条から第十条までの規定を適用する。</u>この場合において、第十条第一項中「特定事業者等及び特定債権等譲受業者」とあるのは、「特定事業者」と、「第三条の規定による届出に係る計画又は第六条の規定により確認を受けた計画（第三条又は第六条の規定による変更の届出又は変更の確認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）」とあるのは、「第六条の規定により確認を受けた計画（同条の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）」とする。</p>	<p>第十一条（略）（新設）</p> <p>（特定目的会社に関する特例）</p> <p>第十一条の二 <u>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定目的会社が特定債権を特定事業者から譲り受ける場合については、第二条第四項及び第五項の規定にかかわらず、当該特定目的会社を特定債権等譲受業者とみなして、第六条から第十条までの規定を適用する。</u>この場合において、第十条第一項中「特定事業者等及び特定債権等譲受業者」とあるのは、「特定事業者」と、「第三条の規定による届出に係る計画又は第六条の規定により確認を受けた計画（第三条又は第六条の規定による変更の届出又は変更の確認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）」とあるのは、「第六条の規定により確認を受けた計画（同条の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）」とする。</p>